

学校生活のきまり

I 身なりに関する基本方針

学校生活にふさわしい服装と容姿を、状況や他者にも配慮して自分自身で判断する。

II 服装と身だしなみ

1. 式服または、学校の活動に適した服装で生活する。
2. 儀式や行事等、学校から指定された日は式服を着用する。
3. 式服はフォーマルな服装とし、着崩さないで着用する。
4. 靴は体育の授業時に運動ができるものを基本とする。
5. 校舎内では、学校指定の上履きを使用する。(販売については、別紙のお知らせをご覧ください。)
6. 体育館では、学校指定の体育館専用靴を使用する。(販売については、別紙のお知らせをご覧ください。)
7. 通学バッグは学習道具が入るもので、手提げ型・リュック型の口が閉まるものを使用する。機能性を重視し、華美な装飾をしない。
8. 頭髪は常に清潔を保つよう心掛け、整髪料等を使用しない。
9. 長い髪の毛は授業で指示がある場合、ヘアゴムで束ねる。
10. 肌につけるもの(リップクリーム等)は、無香料のものとする。
11. ピアスやタトゥー、眉やまぶた等、身体に加工をしない。

III 登下校について

1. 自転車による通学は認めない。
2. 登校後、校外への無断外出はしない。
3. 特別な活動のないものは、清掃後速やかに下校する。
4. 活動等、特別な理由のあるものは、保護者の了解を得たうえで活動に参加する。
5. 欠席、遅刻、早退があらかじめ分かっている場合は、欠席連絡アプリ等により学校に連絡する。
6. 欠席等の連絡は、保護者によるものを原則とする。

IV 学校生活について

1. いかなる理由があってもいじめは許される行為ではない。
2. 自分の持ち物には記名をする。
3. 学習に必要なもの以外は持ってこない。
4. 生徒同士で物や金銭の貸借売買をしない。
5. 保健室の利用者は、けが、体調不良、相談、健康診断、保健活動をするものである。
6. 保健室では投薬、継続的な治療は行うことができない。
7. 保健室での休養は原則 1 時間をとする。回復の見込みがない場合は、保護者に連絡し、早退の措置をとる。
8. 体調不良等で早退した場合は、学校へ電話による帰宅完了報告をする。